

## 繰上げ請求について

支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、老齢基礎年金、老齢厚生年金（報酬比例部分）、基金の基本年金の支給開始年齢が引き上げられる方については、希望により支給開始年齢になる前に、老齢基礎年金、老齢厚生年金（報酬比例部分）、基金の基本年金を繰り上げて年金を受け取ることができます。

60歳 ●歳(国の支給開始年齢) 65歳 …



- ▶ 繰上げをすると、終身、減額された年金を受給（減額率は1ヶ月につき0.5%）することになります。
- ▶ 基金の加算年金は、加入員の資格を喪失していれば60歳から支給されるため繰上げ支給はありません。
- ▶ 繰上げ請求された場合は、繰上げした時点から、繰上げた基本年金・加算年金両方に、雇用保険金の失業給付や高年齢雇用継続給付、また在職（給与の額）による支給停止がかかるようになります。

※ここでいう在職とは、厚生年金に加入して働いている場合のことです。

### 繰上げを行う場合

- ・ 支給開始年齢までに請求手続きを行います。
- ・ 国の老齢基礎年金、老齢厚生年金（報酬比例部分）、基金の基本年金を、同時に繰上げすることになります。

※ 三つの年金を同時に繰り上げることとなるため、基金の基本年金だけを繰り上げたり、老齢基礎年金や老齢厚生年金（報酬比例部分）だけを繰り上げたりすることはできません。

- ・ 繰上げを行うと、老齢基礎年金、老齢厚生年金（報酬比例部分）、基金の基本年金は、それぞれ減額され、減額された年金が終身支給されます。